

【別添資料1】

平成23年度「ヒアリング対象補助金」評価概要

[流山市補助金等審議会]

番号	ヒアリング対象補助金等名称	創設年度	経過年数	23年度予算額	補助金等の趣旨・目的	前回(平成20年)評価		今回評価概要	
						評価	コメント	評価	コメント
2	流山市国際交流協会活動事業費補助金	H. 3	20	千円 1,060	市民全体の国際交流の推進及び国際理解の推進を図るため、教育・文化・スポーツ等の幅広い分野における国際交流事業を行っている「流山市国際交流協会」の活動事業費の一部補助。	A	継続	A	・23年度限りの補助 (24年度から業務委託へ移行)
3	職員互助会補助金	H. 4	19	5,000	「職員互助会」は、流山市職員で構成する団体で、会員相互共済と福利増進を図ることを目的とし、福利厚生・その他の目的達成に必要な事業実施に対する一部補助。	B	福利厚生として必要な制度であるが、市の財政状況、補助金全体の中で交付額等については検討する余地がある。	B	職員の福利厚生事業の必要性は認めるが、より効率的・効果的なものとなるよう事業内容について改善の余地がある。
5	地域まちづくり協議会補助金	H. 22	1	1,000	地域社会における自治意識を醸成し、市民と市の協働によるまちづくりを推進するため、地域住民自ら地域の課題について協議し、自らの課題は自ら解決するために組織した「流山市地域まちづくり協議会」が行う事業に対する補助。	-		C	事業内容及び目的からみて、自治会等既存の地域組織との整合性が不明確である。 既存組織(自治会、社会福祉協議会など)との棲み分けなども含め全般的な見直しが必要である。
11	流山市民活動団体公益事業補助金	H. 18	5	3,000	流山市の目指す協働まちづくりを担う市民活動団体が自発的に行おうとする市民事業提案に対し、公益性が高いと認められた事業活動に対する一部補助。	A	継続	A	継続
14	流山市明るい選挙推進事業補助金	H. 10	13	240	明るい選挙の推進を図るため、「流山市明るい選挙推進協議会」の事業に要する経費に対する補助。	B	改善の余地がある。	B	「流山市明るい選挙推進協議会」の活動自体は認められるが、事業内容からみても市が補助金を交付する必要性は脆弱である。 市の広報誌を有効活用するなど改善・検討が必要である。
15	社会福祉協議会事業費補助金	S. 44	42	58,858	社会福祉協議会は地域で暮らす人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指したさまざまな活動を実施しており、活動の内容は行	B	団体の意義、必要性は十分認められるが、事業の性格上効果効率等の判断は難しいものがある。しかし、運営費と事業費のあり方、人件費の扱いなど見直しの余地は	B	社会福祉協議会の意義、重要性は十分理解できるが、民間社会福祉事業者が、予算の約40%を市からの補助金で賄っているという事業形態は極めて特異であるとい

					政に関連するものが多く、地域福祉の推進を図るため、社会福祉協議会の運営費及び各種事業に対して補助を行う。		ある。厳しい財政状況の下、団体の独立運営への努力が望まれる。		わざるを得ない。 法人自立のための事業全体の大胆な見直しが必要である。
26	身体障害者福祉会補助金	S . 49	37	487	市内に居住する身体障害者で組織する「流山市身体障害者福祉会」に対し、運営費の一部を補助することにより、身体障害者福祉会の運営の安定化を図り、もって身体障害者の社会参加の促進を図る。	B	身体障害者が広く社会とかわる必要性からも意義は認められるが、補助開始から長期であることもあり、固定化、マンネリ化が指摘される。事業収入の増加、会員の拡大等、活性化に向けた検討の余地がある。	B	身体障害者が広く社会に参加するという必要性は十分に理解できるが、長期の補助となっていること、また、目立った改善・改革もみられないことから、固定化、マンネリ化が指摘されることである。 事業収入の増加、会員の拡大等を含めた改善の余地がある。
27	手をつなぐ親の会補助金	S . 46	40	120	心身障害児（者）の福祉の向上を図るために「親の会」が行う事業の運営費の一部を補助し、同会の運営の安定化を図る。	B	心身障害児（者）の人権を守る等の必要性は認められるが、補助開始から長期であることもあり、固定化、マンネリ化が指摘される。障害児（者）の社会参加、自立に向けた活動の拡大からも、検討の余地がある。	B	心身障害児（者）の人権を守るための「親の会」の活動の意義、必要性は認められるが、長期の補助となっていること、また、目立った改善・改革もみられないことから、固定化、マンネリ化が指摘されることである。 心身障害児（者）のさらなる福祉の向上を図るためにも、事業収入の増加などを含め、引き続き改善の余地がある。
60	健康づくり推進員協議会補助金	H . 12	11	357	地域住民の健康づくりを目指して市民とのパイプ役として、栄養改善の普及、地域住民の健康づくりを進めるための活動に対する補助。	B	改善の余地がある。	B	「健康都市宣言」をしている本市として、事業の必要性は理解できるが、事業活動に固定化、マンネリ化がみられることから、より一層の改善の必要がある。
63	ノーレジ袋エコポイント付与助成金	H . 22	1	750	ごみの減量・資源の有効活用を目的として、買い物に際してレジ袋辞退者にポイントを付与する「ノーレジ袋推進事業」（流山商業協同組合が実施主体）を側面から支援するため、ポイント還元分の一部を市が助成。	-		A	継 続
64	再生資源物回収事業奨励金	H . 3	20	88 , 052	地域コミュニティの形成に役立つとともに、再生資源物の回収を促進することにより、廃棄物の減量・資源化に有効となる集団回収事業の促進を図り、ごみ収集経費の削減に寄	A	継 続	A	継 続

					与する。				
65	勤労者互助会補助金	H . 3	20	1 , 800	流山市内の中小零細企業の従業員及び事業主の福祉の増進と生活の安定を図ることを目的として相互扶助の精神に基づき組織する「流山市勤労者互助会」の健全な運営に資するための補助。	B	中小零細事業所で働く従業員、事業主に対する福利厚生等の必要性は認めるが、事業経営には自助努力という基本があり、産業振興全体の中で、見直しが必要である。特定団体への補助金の長期化は、公平性等から問題がある。	B	中小零細事業所で働く従業員、事業主に対する福利厚生等の必要性は理解できるが、事業経営は自助努力が基本であることから、自立化を含めた改善・検討が必要である。
68	農林水産業の振興に関する補助金（保安全管理水田維持管理事業奨励金）	S . 63	23	2 , 625	農業者が遊休水田の草刈りを適正に行うことにより、農地の適正な保全を図り、荒廃化と病虫害の発生を抑止するとともに産業廃棄物等の不法投棄を防止し、良好な景観保持と農地の持つ多面的な機能を保全するための補助。	B	<p>農業は、国民生活の基幹産業であるが、他産業に比べて生産性が低く、その振興のために補助を行う必要性は十分に認められる。</p> <p>しかし、補助期間が長期にわたるものが多く、市民感情等との乖離が見られる。食の安全、自給率向上、地産地消など、時代が大きく変化していることから、市の財政状況、農業振興策全体の中で、抜本的な見直しが必要と思われる。</p>	B	<p>本市農業が「大都市近郊地域農業」という厳しい状況下にあることから、農業関係事業への補助の必要性は理解できるが、農業関連補助金は総じて補助期間が長期化しており、市全体としての公平性の観点からも改善・改革を行う必要があるものと思われる。</p> <p>ただ、農業関係補助金の中でも、例えば、「農用地有効活用事業奨励金」や「土地改良施設維持管理費補助金」については、当審議会においても補助の妥当性を一定認めると評価される意見があることや青果物価格安定対策（葱・青葱）についても、政策効果として野菜の継続的安定供給が図られ、市民の負担軽減に寄与しているとの評価があることも申し添える。</p> <p>いずれにせよ、本市における農業関係事業については、農業振興策全体の中での総合的な見直しが望まれる。</p>
69	＃（高生産推進事業費）	S . 54	32	4 , 738	意欲のある農業者の育成を図る中で、都市農業の振興を図るため、施設化や省力化機械の導入を推進し、生産性の高い農業を構築するための補助。	B		B	
70	＃（青果物価格安定対策事業費）	S . 58	28	1 , 559	野菜価格が低迷した場合に、生産者が生産意欲を失い、翌年の生産が落ち込むことが野菜の安定供給に影響を与え、価格高騰の原因となり、消費者にしわ寄せがくる。 そこで、本市の特産であり、かつ農協系統共販品目の葱・青葱について、千葉県青果物価格補償協会の価格補償事業に加入している生産者の資金造成金の一部を助成することで、野菜の継続的な安定供給が図れ、消費者の負担軽減に寄与する。	B		B	
71	＃（苺生産促進事業費）	H . 13	10	991	都市型農業の利点を活用した直売施設及び観光農園の目玉商品として苺栽培を取り入れ、市民にもぎたての苺を味わっていただくことで、さ	B		B	

73	" (農用地有効活用事業奨励金)	S . 59	27	465	らなる本市農業の活性化を図る。 農用地の有効利用の増進とその保全のために必要な事業を推進し、遊休・荒廃農地の解消を図る。	B		B	
78	" (流山市園芸団体連合会)	S . 43	43	371	生産者団体個々との協調と研鑽を図ることで、多面的機能を有する良好な農地の保全に努め、各農家の農業所得を高める。	B		B	
79	" (高品質農産物生産事業費)	S . 59	27	4 , 103	高品質な農産物の生産と環境にやさしい農業の推進を図ることで、市民の安全・安心の信頼を得ることができ、もって農業経営の安定向上に寄与する。	B		B	
81	中小企業資金融資利子補給金	S . 43	43	13 , 042	中小企業資金融資の貸付者に対し、融資額の借入れにより発生した利息の一部を補助することにより、負担の軽減と経営の安定に寄与し、市内中小企業者の育成と振興を図る。	B	経営基盤の弱い中小企業経営者、農業経営者等の融資借入利息の一部を補助することにより、経営の安定と育成振興を図る必要性は認められる。 しかし、事業経営は自助努力という基本があり、市の財政状況、産業や農業などの振興策全体の中で、見直しを行っていく必要がある。 特に、特定団体への利子補助金の長期化は、時代変化の中で公平性等の課題が指摘されており、交付期間・補助率等の検討が必要である。	B	経営基盤の弱い市内の中小企業者の経営の安定と育成・振興を図る必要性と近隣市における同種の制度との整合性からも、制度自体の必要性は認められる。 しかし、企業経営は自助努力が基本であることから、交付期間や補助率などを含め、産業振興策全体の中での改善・検討が必要である。
82	商業振興共同施設維持管理費補助金	S . 61	25	2 , 898	商業環境を整備し、商業の振興及び市民の利便の向上、安全・安心なまちづくりに寄与するため、商業団体が維持管理する街路灯等の共同施設の経費（電気料等）の一部補助。	B	「現下の経済情勢に鑑み、商店会に対する緊急な措置」との20年度補正の理由であるが、電気料金値上げ等の厳しさは理解できる。しかし、自治体の補助金の在り方が、全国的に厳しく問われている現状から、全額の補助は突出しており認められない。市民感情とかけ離れており、見直しが必要である。	B	市内商業の振興、市民の安全・安心なまちづくり（防犯対策）に寄与していることは十分理解できる。また、補助割合を全額補助から50%補助へと引き下げたことも評価できるが、補助のあり方について、各商店街の実情等を勘案したものとなるよう、さらなる改善・検討を期待する。
84	流山商工会議所事業補助金	S . 39	47	7 , 500	本市商工業の総合的な改善・発達の中心的な役割を果たす商工会議所の事業に対し、補助金を交付することにより、経済の振興に寄与する。	B	見直しの必要がある。 (20年時は「商工会補助金」)	B	商工会議所の果たす役割等については理解できるが、商工会議所自体は自立が基本である。 しかしながら、商工会議所として発足したばかりでもあることが

												ら、補助自体は当面やむを得ないものと思われるが、補助金に頼らない自立に向けた事業運営が行われるよう改善されることを期待する。
89	ふるさと産品協会事業補助金	S . 58	28	400	郷土流山の土産品としてふさわしいふるさと産品の発掘及び推奨をはじめ、普及及び宣伝活動を通じ、地場産業の発展及び市民のふるさと意識の高揚に寄与する。	B	ふるさと産品の発掘、普及宣伝等を通じ、地場産業の振興の必要性は認められるが、市全体の地場産業のあり方、観光開発等との関連、組織体制の問題などからも見直しが必要である。	B	ふるさと産品を市の内外に普及・宣伝を行い、地場産業の振興を図る必要性は理解できるが、長期間にわたる補助から固定化されたものとなっている。観光開発振興策等との連携を含め、新たな視点での改善・検討が必要である。			
90	観光協会事業補助金	S . 45	41	350	流山市における観光の開発、施設整備、観光宣伝事業を行い、産業文化の向上に資するとともに、市民の福祉の増進に寄与する。	B	観光の開発、宣伝等を通じ、産業文化の向上を図る必要性は認められるが、観光資源の開発、若い人への応援、法人化へ向けた改革等が必要である。市民の知恵を集め、市のイメージアップへ向けた熱意を期待する。	B	大きな産業を持たない当市においては、観光の開発、宣伝等の必要性は十分認められるが、長期間にわたる補助から固定化されたものとなっている。ふるさと産品協会との連携を含め、新たな視点での改善・検討が必要である。			
100	小中学校教育研究会補助金	H . 3	20	871	流山市内23校の職員が、各教科・領域・道徳別の分科会に分かれ、共同で研究、研修を重ね、児童生徒への指導力向上に資する。	A	継 続	A	継 続 事業の重要性から継続すべき事業と認められるが、研究活動の成果についての公開が不十分である。積極的公開を希望する。			
101	研究指定校活動事業費補助金	H . 3	20	1 , 500	文部科学省や千葉県教育委員会より研究指定を受け、または、流山市教育委員会の指定により、教育研究を深め、教職員の各教科・領域・道徳等における資質の向上を図る。	A	継 続	A	継 続			
103	進路指導対策費補助金	H . 3	20	1 , 296	進路指導においては、生徒ひとり一人の希望と能力に応じ、自己実現を図ることが義務教育の使命である。時代の変化に柔軟に対応し、より正確な情報を収集し、適切な指導を進めるための進路指導に係る経費補助。	A	継 続	A	継 続 適切な進路指導を行う必要性に鑑み継続すべき事業と認められるが、具体的な事業内容・成果等についての公開を希望する。			
106	私立幼稚園園児補助金	S . 56	30	59 , 190	私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担の軽減と公立幼稚園との格差是正を図ることにより、幼児教育の振興を図る。	B	私立幼稚園に通う園児の保護者の負担軽減を図るため、補助を行う必要性は認められる。しかし、公立と私立のあり方、一律支給に	A	継 続 子育て世代に選ばれる流山市であるためにも継続すべき事業と認められるが、国における子育て政			

						対する考え方、少子化社会における子育ての現状認識、額が大きく長期にわたることなど、検討の余地がある。	策との整合性、市としての費用対効果などを含め、今後とも継続性のある総合的な検討が行われることを期待する。		
108	文化協会活動事業費補助金	S . 45	41	800	本市における芸術文化活動の普及と高揚を図るため、「流山市文化協会」の行う各種文化活動事業に対する一部補助。	B	文化芸術の普及振興を図るための必要性は認められるが、長期にわたることもあり、各種団体の自主自立という観点からも、公募制に移行し、文化芸術の向上を図ることが望ましい。	B	本市の文化芸術の普及・振興を図る必要性は理解できるが、補助が長期にわたっていることから、固定化・マンネリ化がみられる。 自主・自立化を含めた改善・検討を期待する。
109	美術家協会活動事業費補助金	S . 54	32	400	流山市の美術文化活動の普及と高揚を図るため設立した「流山市美術家協会」の行う事業活動に対する一部補助。	B	改善の余地がある。	B	本市の美術活動の普及と振興を図る必要性は理解できるが、補助が長期にわたっていることから、固定化・マンネリ化がみられる。 自主・自立化を含めた改善・検討を期待する。
110	文化祭実行委員会活動事業費補助金	S . 54	32	1,450	本市における芸術文化等の創作活動を奨励し、その成果を発表する機会と場を提供するため発足した「流山市文化祭実行委員会」の行う活動に対する一部補助。	B	改善の余地がある。	B	市民の芸術・文化活動の成果を発表する場である文化祭の意義は認められ、実施に当たっても、展示会場の変更、プログラム配布方法の改善等数回にわたって見直しを行うなどの努力はみられるが、補助が長期にわたっていることから、固定化・マンネリ化がみられる。 自前収入の増加策の検討など改善・検討の必要がある。
113	青少年育成会議活動事業補助金	S . 53	33	740	青少年健全育成に関するさまざまな課題を解決するためには、一団体の活動のみならず、スポーツやボランティアなど、直接子どもと接して育成活動を行っている多くの団体や、これとは別に、二次的に青少年健全育成を見守る各種の団体などの多様な市民団体が連携・協力し、相乗効果の高い育成活動を推進することが必要である。このために組織した「流山市青少年育成会議」の事業に要する経費を一部補助することにより、青少年の健全育成の一翼を担ってもらおう。	B	改善の余地がある。	A	継続 青少年の健全育成を図るための活動であることから継続は妥当と認められるが、運営費の大半が補助金という極めて特異な補助金であることを十分認識した事業運営を行うとともに、具体的成果が今ひとつ見えないという意見もあることから、成果等についての公開を期待する。

116	こども会育成連絡協議会活動事業補助金	S . 40	46	350	青少年の健全育成を図るため、「流山市子ども会育成連絡協議会」の活動事業に要する経費の一部補助。	B	子どもの健全育成を図るため、子ども会の活動の必要性は認められるが、長期の補助団体であり、団体の自主自立という観点からも、公募制移行による更なる活性化を図ることが望ましい。	B	子どもの健全育成を図るための活動の必要性は理解できるが、長期にわたる補助であることと同時に対象人員数などからも固定化・マンネリ化が指摘される。構成人員の増加策、活性化策など改善の必要がある。
117	青少年指導センター補導員連絡協議会活動事業補助金	S . 55	31	1,013	各中学校区を単位として支部を組織し、青少年の非行防止活動や青少年社会環境浄化活動を実施することにより、各地域において関係機関・団体との連携をすすめ、さらには一般市民との一体化した活動を展開し、青少年の健全育成を図る活動に対し補助。	A	継続	A	継続 青少年の非行防止や青少年社会環境浄化活動の重要性から継続は妥当と認められるが、毎年度の計画に新たなものが見えない。事業実施に当たっての不断の見直しを希望する。
119	指定無形民俗文化財保存事業補助金	S . 51	35	438	流山市文化財保護に関する条例により指定した「無形民俗文化財の保存会」に対し、同条例に基づき補助。 無形民俗文化財は生活様式の変化により消滅の傾向にあるが、条例の趣旨により市民共有の財産として存続させるための補助。	A	継続	A	継続
124	体育協会活動事業費補助金	S . 35	51	4,500	市民スポーツの普及・振興を目的として、市民体育大会を始め各種大会の開催、愛好者の拡大に向けた事業や指導者の育成に取組み、スポーツ振興施策の重要な役割を担っている流山市体育協会に対する補助。	B	スポーツの普及振興のための必要性は認められるが、長期の補助、補助金への依存度、費用対効果等について、スポーツ振興策全体の中で見直す必要がある。特に特定団体への長期の補助は、公平性、適切性等から検討の余地がある。	B	市民スポーツの普及・振興を目的としており、その必要性は認められるが、補助期間が51年と最長のものとなっていること、さらには行政と一体化した印象があり、固定化・マンネリ化が見られる。 市のスポーツ振興策全体の中で総合的な見直しが必要である。